

## 第8章 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度は、認知症高齢者や障害者など、判断能力の不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う後見人などを選任する制度です。従来の禁治産制度が民法の一部改正で見直しされ、平成12年の介護保険法施行により、福祉サービスが措置から契約に移行すること等に伴い創設されました。今後、認知症高齢者等の増加により、その必要性はますます高まっていくと考えられます。

しかしながら、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にはあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ないのが現状であり、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘もなされています。

このため、制度・運用の改善や、全国どの地域でも支援を必要とする人が制度を利用できるような体制構築等、成年後見制度の利用促進のための取組が求められています。

### （1）成年後見制度の利用促進に係る基本計画の策定

成年後見制度の利用促進に係る国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月に施行されました。同法には、成年後見制度の利用促進に関する施策の推進を図るため、国が基本計画を策定するとともに、市町村においても国の基本計画を勘案した市町村基本計画の策定に努めることが規定されており、平成29年3月には国の計画が策定されました。

これらを踏まえ、本市においては、本項目を成年後見制度の利用促進に係る基本計画として位置付け、地域福祉計画と一体的に施策を推進することとします。

### （2）名張市の成年後見制度利用促進の状況と取組

本市では、平成18年8月から伊賀地域福祉後見サポートセンター（伊賀市、名張市で伊賀市社会福祉協議会へ委託）を設立し、地域包括支援センターとともに、成年後見制度の利用促進を図っています。

本市の成年後見制度利用者数は、令和元年7月1日現在198人（三重県2,820人）で、人口千人当たりの利用者数は2.6人（三重県1.6人）となっており、三重県下の市では最も高い利用率となっています。

## 名張市の成年後見制度等の利用状況

	名張市 平成 31 年 4 月 1 日現在
人 口	77,626 人
高齢者人口・高齢化率 (上段 65 歳以上、下段 75 歳以上)	24,349 人 31.4% 11,152 人 14.4%
認知症高齢者数 (認知症高齢者自立度Ⅱ a 以上)	2,630 人
身体障害者手帳交付者数	3,373 人
療育手帳交付者数	751 人
精神保健福祉手帳交付者数	793 人
成年後見制度利用者数 (平成 31 年 7 月現在) 津家庭裁判所資料	198 人 ★補助人 11 人 ★保佐人 42 人 ★後見人 145 人
日常生活自立支援事業利用者数 (平成 31 年 7 月現在) 名張市社会福祉協議会	65 人 ★認知症高齢者等 12 人 ★知的障害者等 29 人 ★精神障害者等 22 人 ★その他 2 人

- 成年後見制度市長申立件数 50 件 (平成 18 年度以降)
- 後見報酬等利用助成件数 16 件 (平成 30 年度)

### <伊賀地域福祉後見サポートセンター事業概要>

運営体制 理事 (伊賀市・名張市両市 行政代表者、社会福祉協議会会長)  
運営委員会 (学識経験者、後見 3 職能団体、医師会、民生委員等)

#### 平成 30 年度事業実績

- 成年後見制度利用相談・支援
  - 相談者数 196 人 【内訳】伊賀市 78 人、名張市 105 人、県内・県外 13 人
- 福祉後見人 (候補者) 養成、選任・就任・活動の支援
  - 福祉後見人養成研修 修了者数 252 人 (平成 30 年度は未開催)
  - 福祉後見人登録者 (就任者) 14 人 (3 人)  
【内訳】伊賀市 8 人 (2 人)、名張市 6 人 (1 人)
  - 福祉後見人連絡会 2 回開催
- 広報啓発・研修
  - 専門職、関係者向けの研修会 2 回
  - 市民等学習会、講師派遣 8 回
- 後見人支援
  - 後見人のつどい 2 回開催
  - 運営委員会 4 回開催

### (3) 取組の方向性

#### ① 国の取組

国の基本計画においては、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重を基本に、成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策として、以下のように定められています。

- 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- 不正防止の徹底と安心して利用できる環境整備
- 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項
- 医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討
- 被後見人の権利制限に係る措置の見直し
- 死後事務の範囲等

また、国、地方公共団体、関係団体等の役割については以下のとおりとされています。

- ・市町村の役割：地域連携ネットワークにおける中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- ・都道府県の役割：広域の見地からの市町村の支援等
- ・国の役割：財源を確保しつつ国の予算事業の活用促進、先進事例の紹介等
- ・関係団体の役割：地域連携ネットワークにおける協議会への参加、相談対応、活動支援等

#### ② 市として取り組む施策

国の基本計画においては、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用できることとされています。

本市では、成年後見制度の利用促進を図るため、平成 18 年 8 月から「伊賀地域福祉後見サポートセンター」(伊賀市、名張市で伊賀市社会福祉協議会へ委託)を設立し、その運営の中核として、伊賀市、名張市、両市社会福祉協議会、地域の専門職団体等関係者の協力を得て、運営委員会を設置しています。

今後、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、令和元年8月より、伊賀市とともに「伊賀地域福祉後見サポートセンター」を中核機関として位置付け、更なる地域の権利擁護支援、成年後見制度の利用促進に向け取り組んでいきます。

## 権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割を実現させる体制整備の方針

名張市地域福祉教育総合支援ネットワーク及び伊賀地域福祉後見サポートセンターに設置の運営委員会を地域連携ネットワークの要として、次の役割を実現します。

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・支援体制の整備
- 意思決定支援・身上監護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

## 中核機関の設置及び機能拡充

伊賀地域福祉後見サポートセンターを中核機関として位置付け、中核機関としての機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等）の推進を図ります。また、弁護士、司法書士、社会福祉士など専門職や医師、民生委員・児童委員で構成する伊賀地域福祉後見サポートセンターの運営委員に金融機関等委員を拡充するとともに、助言者として、家庭裁判所の参画も得て、協議会機能の充実を図ります。

### （広報機能）

住民へのシンポジウムや勉強会、関係機関への研修会等を実施し、制度の周知啓発を図り、権利擁護支援や成年後見制度の利用促進を図ります。

### （相談機能）

伊賀地域福祉後見サポートセンターや地域包括支援センター等での日常の支援や相談において、権利擁護の必要な人を早期発見し、適切に権利擁護支援や成年後見制度の利用につなげます。

### （成年後見制度利用促進機能）

伊賀地域福祉後見サポートセンターにおいて養成している福祉後見人について、サポート体制やその在り方を見直すとともに、名張市社会福祉協議会で実施している法人後見の受任体制の在り方等も検討し、多様な受任者の確保を図ります。

### （後見人支援機能）

親族後見人への活動支援や後見人相互の交流を図るため、「後見人のつどい」を開催します。また、必要に応じて、専門家等で構成する伊賀地域福祉後見サポートセンターの運営委員に助言を求めます。